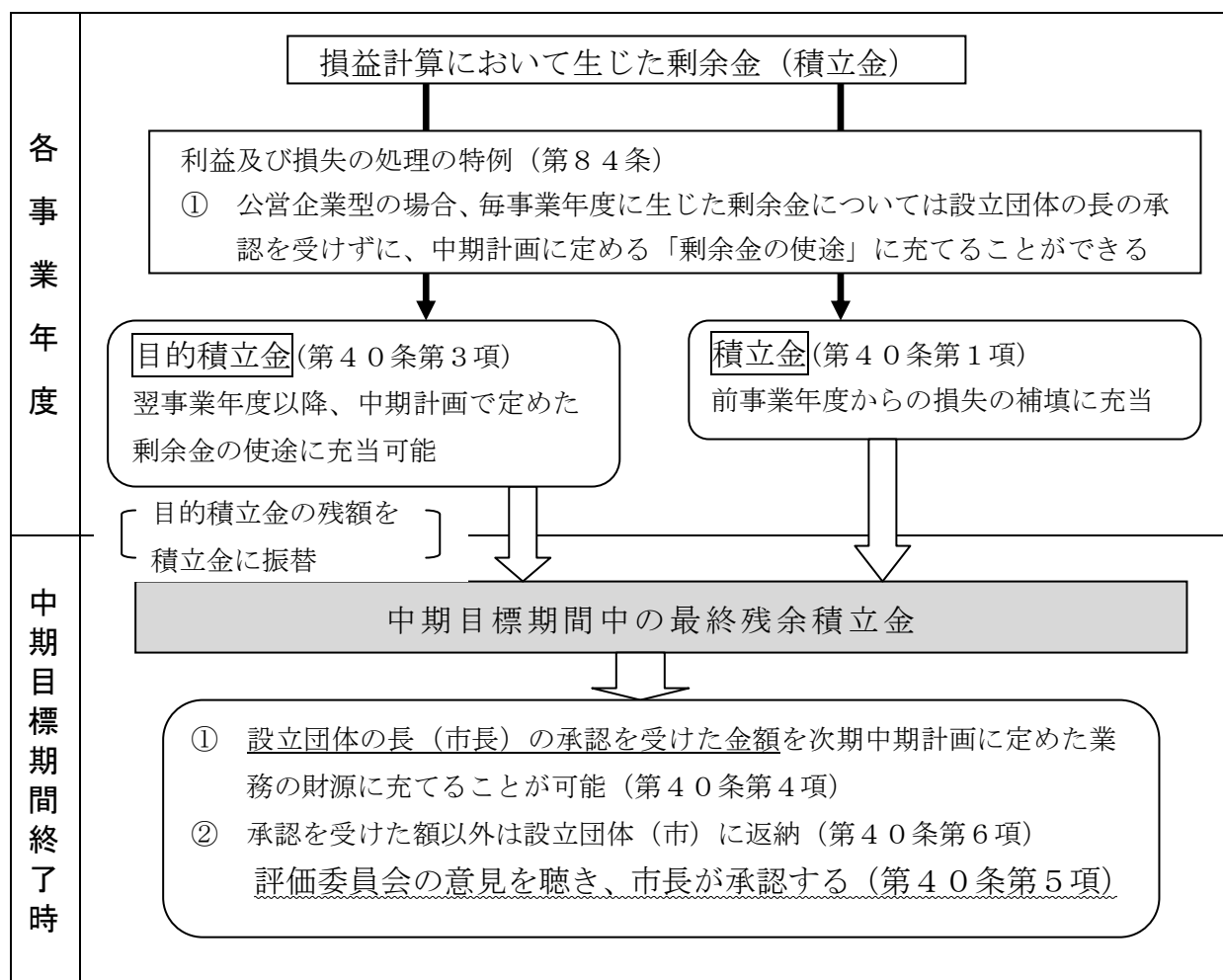


利益処分及び剰余金（積立金）の概要について

地方独立行政法人明石市立市民病院（以下「法人」という。）の、第 1 期中期目標期間の最終事業年度である平成 27 年度の損益計算において生じた剰余金については、設立団体の長である市長の承認を受けた金額を、第 2 期中期目標期間における業務の財源とすることが可能である。

また、市長が承認を行う際は、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととされている。

1. 剰余金（積立金）の処理の流れ（地方独立行政法人法）



○地方独立行政法人明石市立市民病院の業務運営等に関する規則（法 4 条）

< 中期計画の記載事項 >

- ① 施設及び設備に関する計画
- ② 人事に関する計画
- ③ 中期目標の期間を超える債務負担
- ④ 法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

地方独立行政法人法 抜粋

(利益及び損失の処理等)

- 第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の用途に充てることができる。
- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 設立団体の長は、前2項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、第4項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 7 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

地方独立行政法人明石市立市民病院の業務運営等に関する規則 抜粋

(積立金の処分に係る承認の手続)

- 第13条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。
- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
- 2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。